

新型インフルエンザ専門家会議 における行動計画見直しの検討

◆背景・目的:

「新型インフルエンザ(A/H1N1)対策総括会議報告書」(平成22年6月)における提言等を踏まえ、新型インフルエンザ対策の実効性を高め、更なる対策の推進を図るため、行動計画の見直しを行う。

◆体制:

専門家会議の下に4つの作業班を設置し、担当分野ごとに検討を行って見直し意見案を作成する。専門家会議では、作業班での検討結果等を踏まえ、見直し意見を取りまとめる。

- 公衆衛生対策作業班:サーベイランス 感染拡大抑制(国内、入国者対策(仮称))
- ワクチン作業班
- 医療体制作業班
- 広報・リスクコミュニケーション作業班

1

各作業班における検討経緯

<公衆衛生対策作業班>

- 第1回 :10月13日(水)13-15時
- 第2回 :10月25日(月)10-12時
- 第3回 :11月 1日(月) 10-12時
- 第4回 :11月11日(木)17-19時

<医療体制作業班>

- 第1回 :10月 4日(月)17-19時
- 第2回 :10月29日(金)17-19時
- 第3回 :11月 8日(月)15-17時

<ワクチン作業班>

- 第1回 :10月 8日(金)17-19時
- 第2回 :10月18日(月)10-12時
- 第3回 :11月10日(水)17時半-19時半
- 第4回 :11月17日(水)17-19時

<広報・リスクコミュニケーション作業班>

- 第1回 :10月 1日(金)15-17時
- 第2回 :11月 2日(火)13-15時

行動計画の構成の変更

	現行の行動計画	行動計画の見直し案
総論		I はじめに
		II インフルエンザとは
	背景	III 背景
	流行規模及び被害の想定	IV 流行規模及び被害の想定
	対策の基本方針	V 対策の基本方針
	目的	1 主たる目的
	基本的考え方	2 基本的考え方
	対策推進のための役割分担	3 対策推進のための役割分担
	行動計画の各段階の概要	
	行動計画の主要6項目	4 行動計画の主要7項目
① 実施体制と情報収集	① 実施体制	
② サーベイランス	② サーベイランス・情報収集	
③ 予防・まん延防止	③ コミュニケーション	
④ 医療	④ 感染拡大抑制	
⑤ 情報提供・共有	⑤ 医療	
⑥ 社会・経済機能の維持	⑥ ワクチン	
	⑦ 社会・経済機能の維持	
	5 行動計画における発生段階	
各論	前段階 未発生期	VI 各段階における対策
	第一段階 海外発生期	0 前段階 未発生期
	第二段階 国内発生早期	1 第一段階 海外発生期
	第三段階 感染拡大期/まん延期/回復期	2 第二段階 国内発生早期
	第四段階 小康期	3 第三段階 国内発生期
別添	別添	4 第四段階 小康期
別添	別添	新型インフルエンザ発生時等における対処要領 (改定予定)
別添	別添	鳥インフルエンザへの対応
参考資料	用語解説	用語解説

- 総論と各論の区分を廃止
- 「I はじめに」「II インフルエンザとは」を追加
- 行動計画の主要項目を6項目から7項目に整理
- 現行の「行動計画の各段階の概要」と「各論」の記載を統合し、「各段階における対策」に再編
- 鳥インフルエンザに関する記述は別添として整理

3

総論的事項(1)

現行行動計画は、鳥由来のH5N1亜型の病原性の高い新型インフルエンザ発生を想定した内容となっているが、昨年の経験を踏まえて、ウイルスの病原性・感染力等に応じた柔軟な対策を迅速・合理的な意思決定システムに基づいて実施することができるよう、以下のように見直す。

1. 行動計画の対象の明確化

- 行動計画が対象とする新型インフルエンザは、発生したウイルスによって、病原性・感染力等は様々な場合が想定される

I はじめに

- インフルエンザ及び新型インフルエンザに関する基本的事項を整理

II インフルエンザとは

→ 新型インフルエンザは基本的にはインフルエンザ共通の特徴を保有すると想定

- ・初期症状(発熱、咳等)は非特異的であり、他の疾患と見分けることは難しい
- ・症状のない潜伏期間中や不顕性感染であっても、他の人への感染力あり
- ・主な感染経路は飛沫感染と接触感染

4

総論的事項(2)

2. 行動計画の運用の弾力化

- 対象となる新型インフルエンザの多様性を踏まえ、対策も多様

I はじめに

- 病原性や感染力等が高い場合にも対応できるよう行動計画には強力な措置を記載するが、ウイルスの特徴(病原性や感染力等)に関する情報が得られ次第、その程度に応じた適切な対策へと切り替え

I はじめに

V-2 基本的考え方

- 実施する対策の決定に当たっては以下を総合的に勘案

V-2 基本的考え方

- ・対策の有効性
- ・対策の実行可能性
- ・患者等の人権への配慮
- ・対策そのものが社会・経済活動に与える影響

5

総論的事項(3)

3. 意思決定システムの明確化

- 政府対策本部、厚生労働省対策本部、専門家諮問委員会といった政府の意思決定に関わる組織を整理

V-4 主要7項目 ①実施体制

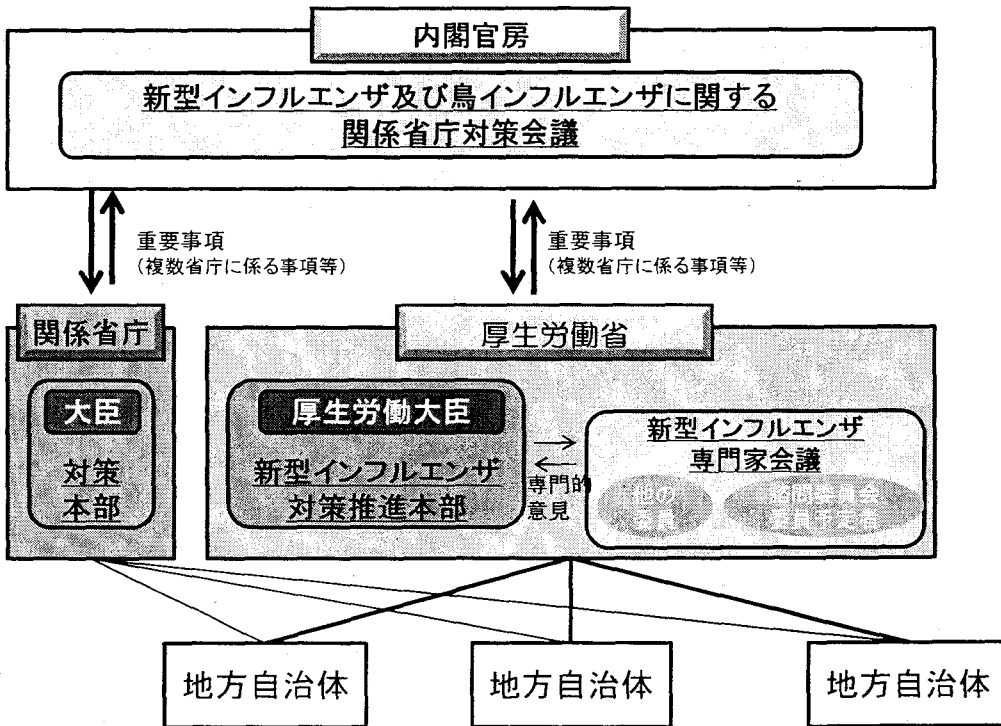
※今後、具体的な初動対処を定めた行動計画別添「新型インフルエンザ発生時等における対処要領」を見直し

- 対策の現場の状況を把握し、迅速で適切な意志決定を行うためには、サーベイランス・情報収集が重要

V-4 主要7項目 ②サーベイランス・情報収集

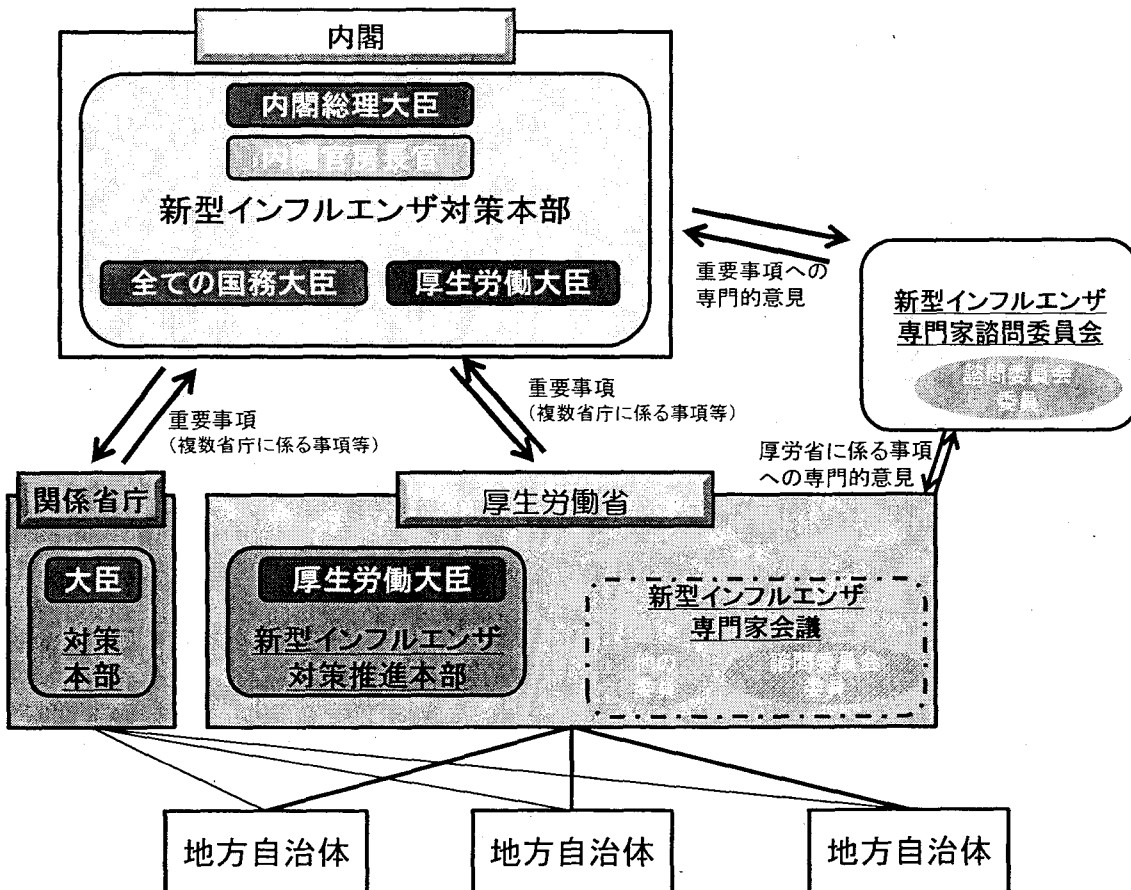
6

政府の実施体制（発生前）



7

政府の実施体制（発生時）



8

総論的事項(4)

4. 地域の状況に応じた対策の必要性

○ 国は対策の全般的な方針を示すが、地域における状況は様々であり、地方自治体においては、地域レベルでの医療提供体制確保、感染拡大抑制等に関して、地域の状況に応じて判断を行い対策を推進

V-3 役割分担
V-5 発生段階

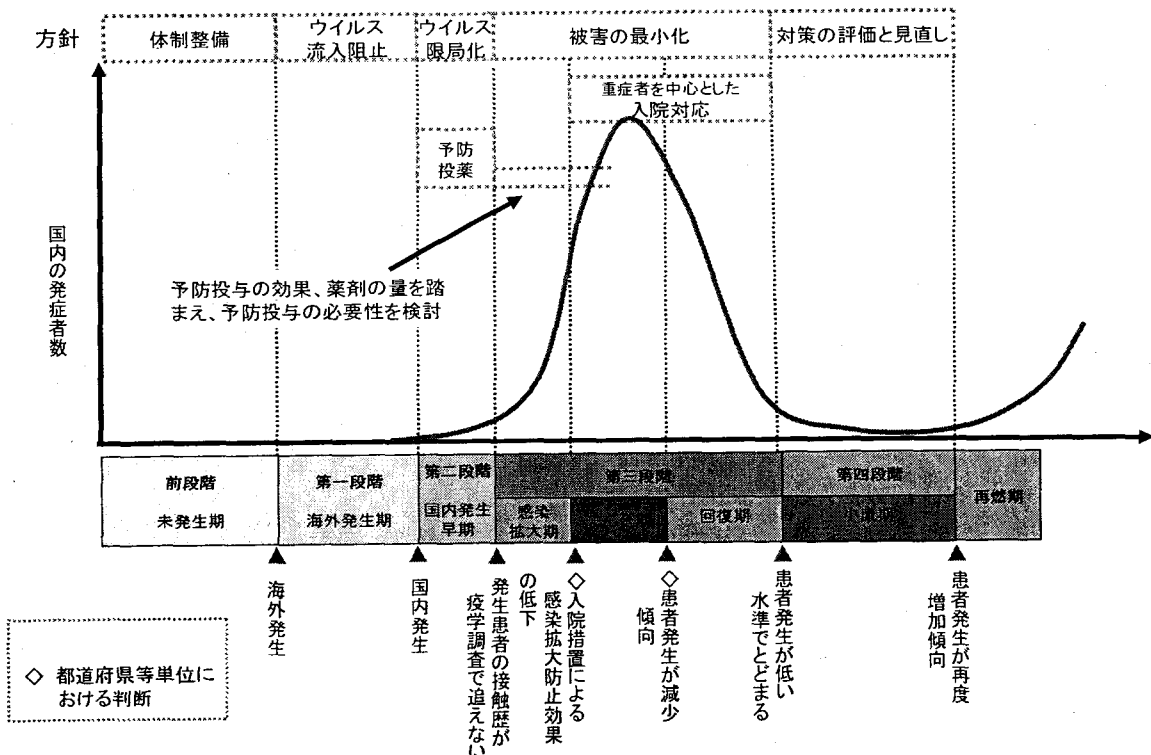
○ 国レベルでの発生段階に加えて、地域(都道府県)レベルでの発生段階を新たに設置

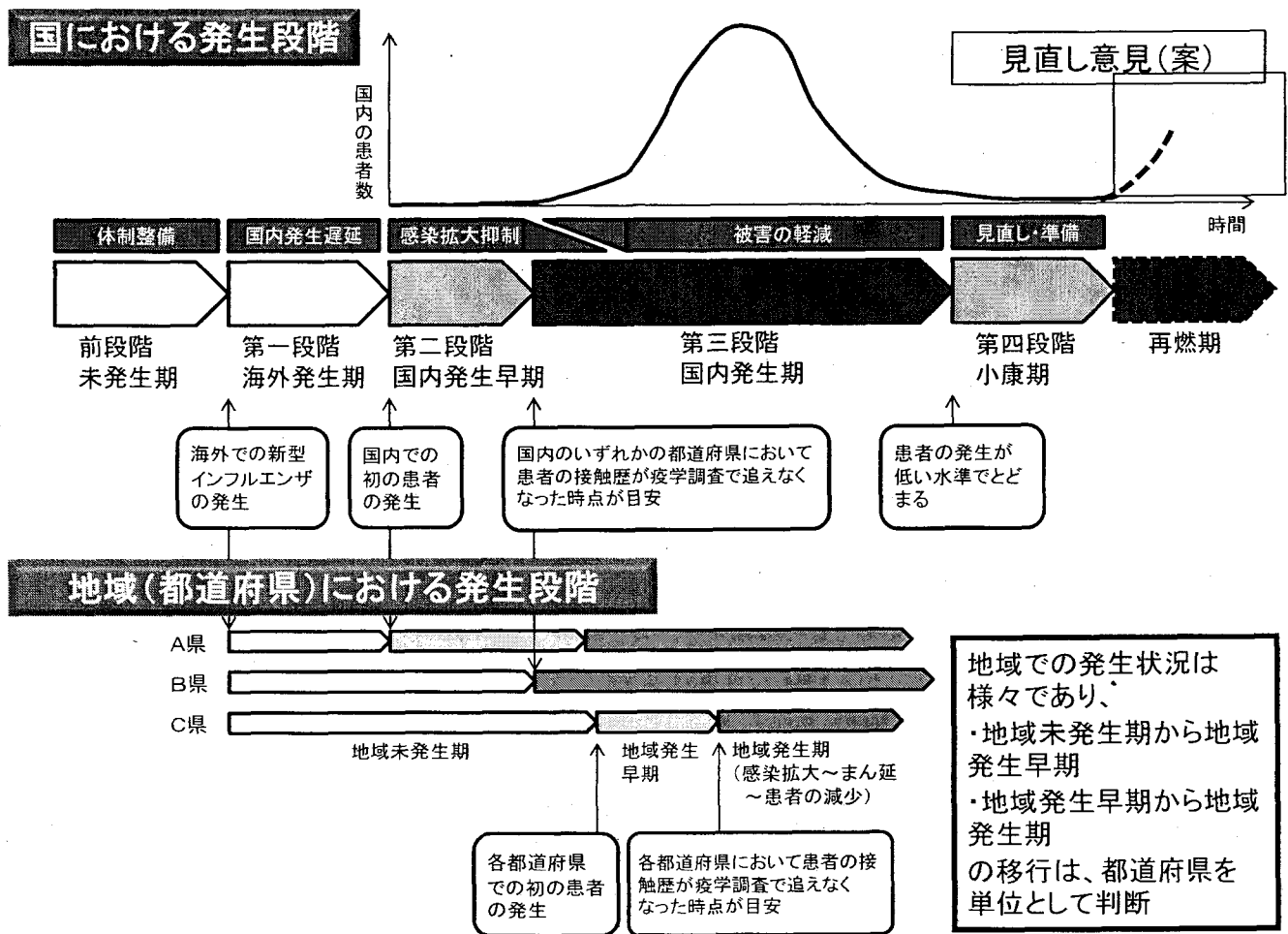
V-5 発生段階

- ・地域未発生期
- ・地域発生早期
- ・地域発生期

現行行動計画

発生段階と方針





11

サーベイランス・情報収集

現行行動計画では、新型インフルエンザ発生時に、特別なサーベイランスを立ち上げることになっているが、昨年新たに導入したサーベイランスが現場に過大な負担をかけたことを踏まえ、以下のように見直す。

1. 平時からのサーベイランス体制確立

VI-O 未発生期/②サーベイランス・情報収集

○ 通常のインフルエンザ及び新型インフルエンザに対応するため、平時より、以下の事項についてサーベイランスを実施

- ・全国的な流行状況
- ・重症者及び死亡者の発生動向
- ・ウイルスの亜型や薬剤耐性
- ・学校等における発生状況

2. 迅速な縮小・中止の判断

VI-2 国内発生早期/②サーベイランス・情報収集

○ 新型インフルエンザ発生時に特別に実施又は強化する以下のサーベイランスについては、必要性の低下した時点(患者数が増加し臨床・疫学的情報が蓄積した時点)で、迅速に縮小・中止

- ・新型インフルエンザ患者の全数把握
- ・新型インフルエンザ入院患者の全数把握
- ・学校等における集団発生の把握

3. 国際的な情報収集・調査研究の推進

VI-O 未発生期/②サーベイランス・情報収集
ほか

○ 対策の実施・評価に必要なデータを入手するため、国際的な情報収集や調査研究を積極的に実施

- ・海外の情報については、国際機関を中心とした各種ネットワークや在外公館を活用
- ・未発生期より調査研究を推進、発生時には診断・治療等に関する調査研究を速やかに実施

12